

佐伯市建築物等における市産木材の利用の促進に関する基本方針の概要

趣旨 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第10条第1項に基づき、建築物等における市産木材の利用促進に関し必要な事項を定める。

市産木材の利用促進の意義

- ・森林の適正な整備保全を図ることで森林の多面的機能が持続的に発揮されること
- ・国産材の利用を促進し、林業、木材産業の持続性を高めること
- ・「カーボンニュートラル」の特性を活かし脱炭素社会の実現に貢献すること

法律に定める基本的事項

- ・非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における市産木材の利用促進に必要な技術普及や人材育成を図るため先進的な技術の普及に努める。(法第13条)
- ・住宅の市産木材の利用促進に必要な情報提供に努める。(法第14条)
- ・「建築物木材利用促進協定」の周知及び締結へ努める。(法第15条)

佐伯市の取組

- ・ 公共建築物における市産木材の利用促進 *別表 1
- ・ 公共建築物の内装等の木質化の推進 *別表 2
- ・ 市産木材の利用促進の啓発
- ・ 公共土木工事における市産木材の利用促進

佐伯市各部局における取組

- ・ 本基本方針を踏まえ、所管する公共建築物等の市産木材の利用を推進
- ・ 周辺環境との調和など考慮する必要がある場所での木材及び木製品を用いた工種、工法の検討をおこない、市産木材の積極的な利用